

広島県監査委員訓令第一号

本 序

広島県監査委員訓令で定める様式における読点の表記を改める訓令を次のように定める。

令和五年四月六日

広島県代表監査委員 三 田 利 江 子

広島県監査委員訓令で定める様式における読点の表記を改める訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年三月二十八日監査委員訓令第一号）の様式中、読点として表記する「・」を「、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年五月一日から施行する。